

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成29年9月7日(2017.9.7)

【公表番号】特表2016-531305(P2016-531305A)

【公表日】平成28年10月6日(2016.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2016-058

【出願番号】特願2016-543421(P2016-543421)

【国際特許分類】

G 01 N 33/50 (2006.01)

【F I】

G 01 N 33/50 A

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月25日(2017.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

胎児仮死の診断および/またはモニタリングに用いるための測定データの取得方法であって、妊娠母体から取得した1つまたはそれ以上の試料中の唾液中尿酸値を測定する工程を含む、方法。

【請求項2】

前記仮死が、子癇前症により生じたもの以外である、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記母体が、胎児仮死を生じ得る状態を有すると知られていない、請求項1または請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記母体が約18歳～40歳の間である、請求項1から3のいずれかに記載の方法。

【請求項5】

前記母体が臨床上正常な血圧を有する、請求項1から4のいずれかに記載の方法。

【請求項6】

前記母体が臨床上正常な尿中蛋白値を有する、請求項1から5のいずれかに記載の方法。

【請求項7】

前記母体が、140mmHgまたはそれ以下の収縮期血圧および90mmHgまたはそれ以下の拡張期血圧を有する、請求項5または請求項6に記載の方法。

【請求項8】

前記母体が、24時間尿試料中300mg未満、好ましくは150mg未満の蛋白を有する、請求項6または請求項7に記載の方法。

【請求項9】

前記試料中の臨床上高い尿酸値が、胎児仮死を示す、請求項1から8のいずれかに記載の方法。

【請求項10】

前記尿酸値が、約275μmol/lを上回り、好ましくは約350μmol/lを上回り、より好ましくは約400μmol/lを上回る、請求項1から9のいずれかに記載の方法。

【請求項 1 1】

異なる日に取得された 2 つまたはそれ以上の試料、好ましくは 3 つまたはそれ以上の試料、必要に応じて 4 つまたはそれ以上の試料中で高い尿酸値が、胎児仮死を示す、請求項 9 または請求項 1 0 に記載の方法。

【請求項 1 2】

前記試料が週に 1 回取得される、請求項 1 から 1 1 のいずれかに記載の方法。

【請求項 1 3】

前記試料が妊娠第 2 0 週より出産まで取得される、請求項 1 から 1 2 のいずれかに記載の方法。

【請求項 1 4】

前記試料が舌下腺唾液である、請求項 1 から 1 3 のいずれかに記載の方法。

【請求項 1 5】

前記仮死が、H E L L P 症候群、子癇、妊娠性糖尿病、妊娠性高血圧、前期破水、癒着胎盤および子宮内胎児発育遅延の 1 つまたはそれ以上を示す、請求項 1 から 1 4 のいずれかに記載の方法。

【請求項 1 6】

胎児仮死の指標としての、母体唾液中尿酸値の使用。

【請求項 1 7】

H E L L P 症候群、子癇、妊娠性糖尿病、妊娠性高血圧、前期破水、癒着胎盤および子宮内胎児発育遅延の 1 つまたはそれ以上の指標としての、請求項 1 6 に記載の母体唾液中尿酸値の使用。

【請求項 1 8】

前記胎児仮死が子癇前症により生じたものでない、請求項 1 6 または 1 7 に記載の使用。